

「優良誤認」措置命令を受けて—グリーンコープの食べもの運動を貫くために(その2)

組合員の皆様へのお知らせ

この間、組合員の皆さんに、グリーンコープのウインナーを包む羊腸が約束の塩水漬けでなくリン酸塩漬けをしていた期間があったことについて報告をしてきました。事故原因と内容やリン酸塩のご説明と再発防止をお約束し、報告とお詫びをもってご容赦いただき返金を行わないこととしていました。

しかし、今般、消費者の「購入契約の取消しを行う権利」は尊重すべきであると考え、このお申し出を受け付けることにいたしました。したがって、該当期間のウインナーの購入契約を取消し、返金をご希望される方はご連絡をお願いいたします。

〈グリーンコープ生活協同組合連合会理事会〉

ウインナーの事故について昨年6月と10月に皆さんへご報告、また、優良誤認措置命令受領について今年3月に報告を行ないました。

事故はメーカーの過失でしたが、これを教訓にメーカー各位と再発防止の検討を始めています。従来の「グリーンコープの食べものはこう作ります」という仕様書だけでなく、「グリーンコープの食べものにはこれは使いません」という特別注視確認書を設けることにしました。また、これまでメーカーが行う第一者監査とグリーンコープが行う第二者監査を行なっていましたが、第二者監査に職員だけでなく組合員が関わって「グリーンコープ商品の確かさを確かめる活動」とすることを話し合っています。

今年6月に「適格消費者団体・特定適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西」から、返金について「お問い合わせ」をいただき、「ご回答」をお届けしました。10月に「申入書（意図的ではないにせよ、消費者に誤認を惹起させる表示がされた以上、誤認に基づいて措置命令の対象となった商品を購入した消費者は、契約の取消しが可能であり、返金を希望する消費者に対して返金がされるべき）」をいただき、その「ご回答」を後掲のとおりお届けしました。是非、ご一読ください。

私たちは、グリーンコープのウインナーは、この事故によっても、優良誤認措置命令によっても、食べられた方に被害は生じていないと考えると同時に、消費者の「契約を取消す権利」を尊重したいと考えました。

※ホームページトップ「グリーンコープについて（機関紙：共生の時代号外2018年8月6日発行第396号）」と「お知らせ一覧（2018年3月29日ウインナー・ソーセージに係る表示について消費者庁からの措置命令）」に詳細を記載しています。

該当期間の該当ウインナーについて、購入の契約を取消すことをご希望される方は、ホームページもしくはお電話でお知らせください。購入いただいた代金を返金いたします。ご質問やお問い合わせも受け付けます。すでにウインナーはおいしく召し上がっていただいておりますので、現品の返還はご不要です。

【該当(措置命令対象)期間と該当ウインナー】

＜期間＞ 2016年6月13日から2017年3月18日までの間
＜対象ウインナー＞

- ㊦ こだわりのあらびきウインナー 120g
- ㊦ こだわりのあらびきウインナー (ペアパック)
- ㊦ セ) こだわりのあらびきウインナー 51g
- ㊦ あらびきソーセージ(野菜入り) 132g
- ㊦ あじわいのあらびきウインナー 80g
- ㊦ あじわいのあらびきウインナー 徳用200g
- ㊦ あじわいのあらびきウインナー 徳用(ペア)
- ㊦ あじわいのチヨリソーロングウインナー 150g
- ㊦ あじわいのあらびきロングウインナー 150g
- ㊦ あじわいのあらびきカクテルウインナー 100g
- ㊦ あじわいのポークウインナー 100g
- ㊦ あじわいのポークウインナー徳用 275g
- ㊦ セ) あじわいのあらびきウインナー 51g

【お問い合わせ】

受付を速やかに行うために、出来るだけ、組合員の皆様の配達にうかがっている所属生協・支部・センター、ご利用されている店舗にご連絡ください。連絡先が不明な場合などは、以下の専用電話番号にご連絡ください。

【専用電話番号】

092-292-7970

【ホームページでのお問い合わせ】

<https://www.greencoop.or.jp/contact/>

共生の時代

みどりの地球を
みどりのままで

号外

■発行：一般社団法人グリーンコープ共同体理事会
■編集：共生の時代・編集部
■〒812-8561
福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号
博多大博通ビルディング3階
TEL 092 (481) 7923
FAX 092 (481) 7876
<http://www.greencoop.or.jp/>

2018年11月22日
適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳 様

「ご回答」

グリーンコープ生活協同組合連合会
会長 熊野千恵美

前略、貴機構からの本年2018年10月5日付の「申入書」につき、回答いたします。

一、私たち・グリーンコープのウイナーと昨年判明した事故の真実について。

社会に生じる事柄はすべて、それに対する法的な判断も含めて、事実を正確かつ丹念に認定すべきです。貴機構はそれを放棄してはいますが、前回7月25日付「ご回答」に記したように、私たち・グリーンコープのウイナーはこの世にほとんど存在していないような優良なものであり、このたびの事故によっても、また、それに対する優良誤認の措置命令によっても、それを食べられた方に賠償しないといけないような被害は生じていません。

(一) 私たち・グリーンコープのウイナーについて。事故について。

(1) 私たち・グリーンコープのウイナーは、①誰がどう育てたかが分かる産直豚肉100%を原料として、②塩せき(発色剤を使用すること)をしない、③保存料を使用しない、④結着剤としてリン酸塩を使用しない、⑤化学調味料及び発ガンの指摘される調味料を使用しない、⑥酸化防止剤を使用しない、⑦着色料を使用しない、⑧スモークチップの種類は事前確認したものである、⑨塩にはグリーンコープ「海水塩なきさ」を使用している、⑩中国産ではない天然羊腸を使用している、⑪天然羊腸をリン酸塩漬けでなく塩水漬けとしている、という内容のもです。

一方、この世にあるウイナーのほと

んどは、誰がどう育てたかが分からない豚肉が原料であり、発色剤(亜硝酸ナトリウム)、保存料、結着剤(リン酸塩)、アミノ酸系調味料、酸化防止剤等を使い、その他の内容が表示されていないかつたり、中味が分からないものとなっています。

(2) 私たちは、私たちの先輩であった母親たちがなんのために各県各地で前身の地域生活協同組合を設立したかということについて、それは「子どもたちに食べさせたい食べ物をつくらう。そうした食べものを育もう」とするためであった、と信じています。そして、生活協同組合は本来、そうした願いをいずれも持つてきたはずだと思っています。

だから、私たち・グリーンコープのウイナーも、上に示した一つひとつを生産者や製造メーカーと話し合い、また、私たち組合員もさまざまな検討や交流・視察や買い支える努力なども行って、一歩ずつ良いものになることを重ねて今日にいたれたらと思っています。そして、そのようにして実現できていること(裏返して言えばまだ実現できていないこと)を、時に組合員のつどいや機関広報紙でくわしく案内し、更にこうしていろいろな話し合ったりしながら、カタログやお店パネルの限られたスペースを工夫しながら、組合員みな共通の財産として、承知しあうために表示します。法律等で義務化された表示以上に、伝え合えることはできるだけ伝えようとしています。そして実は、食べものがより良いものになっていくためには、そうした表示のあり方(生活協同組合の主権者である組合員すべてに開かれた情報として、できる限りすべてを公開していくあり方)が、実現できている内容にも劣らぬくらいに大切なことなのです。



生協全体で4名の組合員から問合せやお叱りがありました。1名からは返金が必要でないかという意見があり、責任者より私たちが考えたことを書面で応答し、納得をいただきました。

また、貴機構からの問合せと私たちの回答を、8月6日から11日にかけて、機関広報紙で全組合員に案内し、意見や質問があったら寄せていただくことをお願いしました。ホームページでも案内しました。これについては頂いた意見はありませんでした。

(3) 私たちはこのように、自主的に加入した組合員が自治をおこなう生活協同組合として、私たち・グリーンコープのウイナー事故に関して、すべての情報公開と組合員間の会話を果たせるだけ果たしてきました。

(三) 以上から、私たちは、私たち・グリーンコープのウイナーは、その事故によっても、それに対する措置命令によっても、それを食べられた方に賠償しないといけないような被害(損害)は生じていないと考えています。

そして、貴機構も事実上、そのことを認めていると考えています。何故なら、貴機構は「消費者への損害の賠償」を主張しておられないからです。

二、契約を取り消す権利について。

契約を取り消す権利は、誰からも尊重されるべき消費者の権利であると考えます。

(一) 私たちは、私たち・グリーンコープのウイナーは、その事故によっても、それに対する措置命令によっても、それを食べられた方に賠償しないといけないような被害は生じていないと同時に、契約を取り消す権利は誰からも尊重されるべき消費者の権利だと考えます。

(二) したがって、今回の私たち・グリーンコープのウイナーの事故と措置命令を受けたことに伴って、ウイナーの購入契約(カタログで注文したこと、お店で購

入ったこと)を取り消すことを申し出られる組合員には、購入契約の取り消しに無条件に同意するとともに、商品代金を返済することにいたします。そればかりでなく、購入契約の取り消しにとともに、現品を返還いただくよう請求する権利が私たちにありますが、この権利も無条件に放棄することにいたします。何故なら、購入いただいたものはウイナーであり、すでにおいしく召し上がっていただいているはずのものだからです。つまり、現品の返還を請求することは、私たちがすべきことは考えられないからです。

入したことを取り消すことを申し出られる組合員には、購入契約の取り消しに無条件に同意するとともに、商品代金を返済することにいたします。そればかりでなく、購入契約の取り消しにとともに、現品を返還いただくよう請求する権利が私たちにありますが、この権利も無条件に放棄することにいたします。何故なら、購入いただいたものはウイナーであり、すでにおいしく召し上がっていただいているはずのものだからです。つまり、現品の返還を請求することは、私たちがすべきことは考えられないからです。

(二) 私たちが消費者庁から受けた措置命令は、事故があった期間のカタログでのウイナーの表現を指して、「あたかも、本件商品は、化学的な合成添加物を一切使わずに製造されたものであるかのように表示がされていた」といいます。普通の人がこれを読むと、カタログ表示が問題であったのだ、と思うはずですが、私たちにそう読めませんでした。

しかし、事実は、約束どおりに製造がされなかったという問題なのです。だから、私たちは、「冤罪」や「濡れ衣」であって、正しくは「結果」として、本件商品は、化学的な合成添加物を一切使わずに製造されたものであるかのように表示がされていた」とされるべきものだと考えています。もつと言え、貴機構はどうでもよいことだと切り捨てますが、私た

グリーンコープのウイナーの内容や表示のもつ意義は何一つ損なわれてはいません。

もつと言え、私たちがカタログに示している「ハム・ソーセージの原料は豚肉100%です。添加物に頼らず、素材の良さを生かしています。保存料・着色料・添加物・化学調味料などは不使用です。化学的な合成添加物は一切使っておりません」という表示は、消費者庁が答えたことと含まれていません。そして、根拠のある表現です。

(4) 今回、ウイナーの製造メーカーに羊腸を納めるメーカーの過失により、羊腸が約束している塩水漬けでなく、リン酸塩漬けとなった期間があり、優良誤認の措置命令が出されました。それは、表示している結果と異なっていたことに対してです。

リンは、リン酸塩という形でもともと自然界にあり、魚介・肉類、チーズや卵黄などに豊富に含まれており、人間の身体の中でカルシウムやマグネシウムと結びついて、丈夫な骨や歯を作る役割を果たすものです。しかし、過剰に摂ると、鉄分の吸収を妨げたり、体内のカルシウムとリンのバランスが崩れてしまうという指摘があるため、日常的に摂取する機会の多いこのリン酸塩について、私たち・グリーンコープでは、「魚肉すり身やハム・ソーセージの結着剤として使わない。その他、できるだけ総量を減らすようにする」としています。そこから、羊腸を浸す際もリン酸塩水ではなく塩水にする、と製造メーカーと約束したものです。羊腸は製造される際に、丁寧に水洗いされています。事故判明後の測定で、ウイナー1本(17g)当り、羊腸をリン酸塩漬けしたものが20mg、塩水漬けしたものが17mgで、3mg多く、リン酸が残っていました。リン酸塩の一日の摂取基準(男性1、000mg・女性800mg)、一日の耐容上

限量(男性女性とも3,000mg)に照らして、健康上の被害をもたらすことは無いと考えられました。

(二) 組合員への情報公開と案内、それへの意見を受けての会話。

(1) 昨年3月29日に製造メーカーからの報告で、この事故が分かりました。直ちに約束どおりの羊腸に戻す指示をしました。そして、上記の検証を行って、組合員にはこの事故を正確に報告し、お詫びするとともに、返金ではなく、お詫びで容赦いただくことになりました。

昨年6月19日から24日にかけて、書面と店頭掲示で全組合員にそのお詫びと報告をしました。会員生協での配達先やお店のレジ等で多数の問合せやお叱りの声を受けて、くわしく説明を行い、理解と納得をいただきました。全体で6名の組合員から返金が必要でないかという意見があり、責任者が訪問して応答し、3名から理解と納得をいただき、1名はその週の注文のキャンセル、1名は予約のキャンセル、1名は納得いただけませんでした。が、脱退はされませんでした。

その後の調査で、切り替わった時期の訂正を要すことが分かった(最初のお詫びでの「13アイテムすべて4月1日に切り替わった」が「そのうち8アイテムは4月2日から5日に切り替わった」と正確を期す)ために、10月30日から11月4日にかけて、再度のお詫びと報告を全組合員に書面と掲示で行いました。この際には問合せを含め、頂いた意見はありませんでした。

(2) 消費者庁からの措置命令や貴機構とのやり取りも組合員に報告し、それへの意見を受けた会話を行なってきました。

事故の判明後、私たちは自主的に、昨年4月20日に公正取引委員会、5月1日に消費者庁に文書報告しました。今年3月27日に消費者庁から優良誤認の措置命令を受けました。テレビ・新聞の報道とホームページでの告知を見られて、会員

間(男性女性とも3,000mg)に照らして、健康上の被害をもたらすことは無いと考えられました。

(二) 組合員への情報公開と案内、それへの意見を受けての会話。

(1) 昨年3月29日に製造メーカーからの報告で、この事故が分かりました。直ちに約束どおりの羊腸に戻す指示をしました。そして、上記の検証を行って、組合員にはこの事故を正確に報告し、お詫びするとともに、返金ではなく、お詫びで容赦いただくことになりました。

昨年6月19日から24日にかけて、書面と店頭掲示で全組合員にそのお詫びと報告をしました。会員生協での配達先やお店のレジ等で多数の問合せやお叱りの声を受けて、くわしく説明を行い、理解と納得をいただきました。全体で6名の組合員から返金が必要でないかという意見があり、責任者が訪問して応答し、3名から理解と納得をいただき、1名はその週の注文のキャンセル、1名は予約のキャンセル、1名は納得いただけませんでした。が、脱退はされませんでした。

その後の調査で、切り替わった時期の訂正を要すことが分かった(最初のお詫びでの「13アイテムすべて4月1日に切り替わった」が「そのうち8アイテムは4月2日から5日に切り替わった」と正確を期す)ために、10月30日から11月4日にかけて、再度のお詫びと報告を全組合員に書面と掲示で行いました。この際には問合せを含め、頂いた意見はありませんでした。

(2) 消費者庁からの措置命令や貴機構とのやり取りも組合員に報告し、それへの意見を受けた会話を行なってきました。

事故の判明後、私たちは自主的に、昨年4月20日に公正取引委員会、5月1日に消費者庁に文書報告しました。今年3月27日に消費者庁から優良誤認の措置命令を受けました。テレビ・新聞の報道とホームページでの告知を見られて、会員

間(男性女性とも3,000mg)に照らして、健康上の被害をもたらすことは無いと考えられました。

(二) 組合員への情報公開と案内、それへの意見を受けての会話。

(1) 昨年3月29日に製造メーカーからの報告で、この事故が分かりました。直ちに約束どおりの羊腸に戻す指示をしました。そして、上記の検証を行って、組合員にはこの事故を正確に報告し、お詫びするとともに、返金ではなく、お詫びで容赦いただくことになりました。

昨年6月19日から24日にかけて、書面と店頭掲示で全組合員にそのお詫びと報告をしました。会員生協での配達先やお店のレジ等で多数の問合せやお叱りの声を受けて、くわしく説明を行い、理解と納得をいただきました。全体で6名の組合員から返金が必要でないかという意見があり、責任者が訪問して応答し、3名から理解と納得をいただき、1名はその週の注文のキャンセル、1名は予約のキャンセル、1名は納得いただけませんでした。が、脱退はされませんでした。

その後の調査で、切り替わった時期の訂正を要すことが分かった(最初のお詫びでの「13アイテムすべて4月1日に切り替わった」が「そのうち8アイテムは4月2日から5日に切り替わった」と正確を期す)ために、10月30日から11月4日にかけて、再度のお詫びと報告を全組合員に書面と掲示で行いました。この際には問合せを含め、頂いた意見はありませんでした。

(2) 消費者庁からの措置命令や貴機構とのやり取りも組合員に報告し、それへの意見を受けた会話を行なってきました。

事故の判明後、私たちは自主的に、昨年4月20日に公正取引委員会、5月1日に消費者庁に文書報告しました。今年3月27日に消費者庁から優良誤認の措置命令を受けました。テレビ・新聞の報道とホームページでの告知を見られて、会員



間(男性女性とも3,000mg)に照らして、健康上の被害をもたらすことは無いと考えられました。

(二) 私たちが消費者庁から受けた措置命令は、事故があった期間のカタログでのウイナーの表現を指して、「あたかも、本件商品は、化学的な合成添加物を一切使わずに製造されたものであるかのように表示がされていた」といいます。普通の人がこれを読むと、カタログ表示が問題であったのだ、と思うはずですが、私たちにそう読めませんでした。

しかし、事実は、約束どおりに製造がされなかったという問題なのです。だから、私たちは、「冤罪」や「濡れ衣」であって、正しくは「結果」として、本件商品は、化学的な合成添加物を一切使わずに製造されたものであるかのように表示がされていた」とされるべきものだと考えています。もつと言え、貴機構はどうでもよいことだと切り捨てますが、私た

グリーンコープのウイナーの内容や表示のもつ意義は何一つ損なわれてはいません。

もつと言え、私たちがカタログに示している「ハム・ソーセージの原料は豚肉100%です。添加物に頼らず、素材の良さを生かしています。保存料・着色料・添加物・化学調味料などは不使用です。化学的な合成添加物は一切使っておりません」という表示は、消費者庁が答えたことと含まれていません。そして、根拠のある表現です。

(4) 今回、ウイナーの製造メーカーに羊腸を納めるメーカーの過失により、羊腸が約束している塩水漬けでなく、リン酸塩漬けとなった期間があり、優良誤認の措置命令が出されました。それは、表示している結果と異なっていたことに対してです。

リンは、リン酸塩という形でもともと自然界にあり、魚介・肉類、チーズや卵黄などに豊富に含まれており、人間の身体の中でカルシウムやマグネシウムと結びついて、丈夫な骨や歯を作る役割を果たすものです。しかし、過剰に摂ると、鉄分の吸収を妨げたり、体内のカルシウムとリンのバランスが崩れてしまうという指摘があるため、日常的に摂取する機会の多いこのリン酸塩について、私たち・グリーンコープでは、「魚肉すり身やハム・ソーセージの結着剤として使わない。その他、できるだけ総量を減らすようにする」としています。そこから、羊腸を浸す際もリン酸塩水ではなく塩水にする、と製造メーカーと約束したものです。羊腸は製造される際に、丁寧に水洗いされています。事故判明後の測定で、ウイナー1本(17g)当り、羊腸をリン酸塩漬けしたものが20mg、塩水漬けしたものが17mgで、3mg多く、リン酸が残っていました。リン酸塩の一日の摂取基準(男性1、000mg・女性800mg)、一日の耐容上

限量(男性女性とも3,000mg)に照らして、健康上の被害をもたらすことは無いと考えられました。